

神奈川県教科用図書足柄上採択地区の採択に係る会議の傍聴人規約

平成 27 年 3 月 19 日制定

(傍聴の手続)

第 1 条 この会議を傍聴しようとする者は、自己の住所、氏名、年齢等を所定の受付簿に記入し、職員の指示に従わなければならない。

(傍聴の禁止)

第 2 条 次の各号のいずれかに該当すると認められる者は、傍聴をすることができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、会長において傍聴を不相当と認める者

(傍聴の制限)

第 3 条 会長は、傍聴席が満員となったときその他必要があるときは、傍聴を制限し、又は拒絶することができる。

(傍聴人の守るべき事項)

第 4 条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること
- (2) 私語、談話又は拍手をすること
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること
- (4) 飲食又は喫煙をすること
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会議場の秩序を乱し、又は会場の妨害となるような挙動をすること

(傍聴人の退場)

第 5 条 傍聴人は、次の各号に該当する場合、速やかに退場しなければならない。

- (1) 前条の規定に違反したことにより会長が退場を命じたとき
- (2) 調査員に関する事案を扱うとき
- (3) 委員の発議により出席委員の 3 分の 2 以上の多数で議決があったとき

(指示)

第 6 条 第 1 条から前条までに定めるもののほか、傍聴人は、会長の指示に従わなければならない。

附 則

- 1 この規約は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 神奈川県教科用図書足柄上採択地区の採択に係る会議の傍聴人規則（平成 17 年 5 月 25 日）は、廃止する。